

高知くらしの護身術

206

契約書や規約

事前にしっかり理解を

(2011年5月3日掲載原稿)

「分割払いを辞めたいと申し出たら、カード会社から残金と利息を全額一括で返済しろと言われた。納得できない。」という相談がありました。カード会社との契約時に取り交わした契約書や会員規約の記載に則った処理であれば「納得できない」との主張は通用しません。カード会社の会員規約に限らず、生命保険や損害保険、賃貸住宅、金銭貸借、銀行などの身近な契約で、規約や約款、契約書を受け取ることも多いと思います。しかし、内容について説明されることはほとんどなく、消費者自身も契約書や規約を読まずに保管し、場合によっては捨ててしまうことがあります。

訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法など、特定商取引法で規定されている取引の場合、契約書受領した日から起算してクーリングオフ期間が決まり、契約書に不備な点があればクーリングオフ期間が延長される場合もあります。

このように契約書などの書類は大変重要で、受け取ったり、署名捺印したりすると、内容を理解して契約したものとみなされます。内容で不明な点があれば担当者に説明を求め、理解してから契約してください。消費者と事業者間の契約の場合、消費者に一方的に不利な内容は、法律に照らし合わせて交渉することになりますが、基本的には一旦契約が成立したら受領書面の内容は守らなければなりません。

事業者と争いになることを避けるため契約書や規約の内容はよく確認し、証拠として大切に保管してください。